

# 設立当初活動予算書

法人設立日から令和5年 3月31日まで

特定非営利活動法人 Wellbeing

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費		50,000
賛助会員受取会費		
2. 受取寄附金		
受取寄附金		500,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
飼い主がいない猫への不妊去勢事業	1,265,000	
飼い主のいない猫へ譲渡に係る収益	1,575,000	
寄付された物品等販売事業収益	300,000	
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計 (A)		3,140,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
(2) その他経費		
医療費	1,725,000	
飼育費	940,000	
消耗品費	514,000	
旅費交通費	40,000	
通信運搬費	81,000	
減価償却費		
事業費計	3,300,000	3,300,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
印刷製本費	50,000	
通信運搬費	12,600	
管理費計	62,600	62,600
経常費用計 (B)		3,362,600
当期経常増減額 (A) - (B)		327,400
税引前当期正味財産増減額		
法人税、住民税及び事業税		
当期正味財産増減額		
設立時正味財産額		327,400
次期繰越正味財産額		341,400

# 令和5年度 活動予算書

令和5年 4月1日から

令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人

Wellbeing

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費		50,000	
2. 受取寄附金 受取寄附金		500,000	
3. 受取助成金等 受取民間助成金			
4. 事業収益 飼い主がいない猫への不妊去勢事業 飼い主のいない猫へ譲渡に係る収益 寄付された物品等販売事業収益	1,265,000 1,575,000 300,000	3,140,000	
5. その他収益 受取利息 雑収益			
経常収益計 (A)			3,690,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費	0		
(2) その他経費 医療費 飼育費 消耗品費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費	1,725,000 940,000 514,000 40,000 81,000	3,300,000	
事業費計		3,300,000	
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費	0		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 印刷製本費 通信運搬費	50,000 12,600 62,600	62,600	
管理費計		62,600	
経常費用計 (B)			3,362,600
当期経常増減額 (A) - (B)			327,400
税引前当期正味財産増減額			
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			327,400
前期繰越正味財産額			341,400
次期繰越正味財産額			668,800

## 活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目的説明
I 経常収益	
1.受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。 対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、PSTの判定時に留意が必要。
2.受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。 受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。 提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合
ボランティア受入評価益	
3.受取助成金等 受取助成金 受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4.事業収益 売上高 利用会員受取会費	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。 サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5.その他収益 受取利息 為替差益 雑収益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目的金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1.事業費	
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用 法定福利費 退職給付費用	役員に対する報酬等（使用人兼務分を除く）のうち、事業に直接かかわる部分。 使用人兼務役員の使用人部分を含む。
(2) その他経費 売上原価 業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 施設等評価費用 減価償却費 保険料 諸会費	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。 退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。  販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。  講師等に対する謝礼金。  車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもで電話代や郵送物の送料等。  電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上

勘定科目	科目の説明
勘定科目	科目の説明
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。
研修費	各種手数料（振込手数料、仲介手数料等）、外部専門家（税理士、弁護士、講師等）に対する報酬
支払手数料	
支払助成金	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。
支払附金	為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。
支払利息	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目的金額が他と比して過大になることは望ましくない。
為替差損	
雜費	
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	役員に対する報酬等（使用人兼務分を除く）のうち、運営管理にかかわる部分。使用人兼務役員の使用人部分を含む。
給料手当	
法定福利費	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定期法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
退職給付費用	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
通勤費	
福利厚生費	
(2) その他経費	
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	車両運搬具に関する費用をまとめの場合。内容により他の科目に表示することもで電話代や郵送物の送料等。
車両費	
通信運搬費	
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも一々
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。
支払手数料	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。
支払利息	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目的金額が他と比して過大になることは望ましくない。
雜費	
III 経常外収益	
固定資産売却益	
過年度損益修正益	過年度にわたる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
IV 経常外費用	
固定資産除・売却損	
災害損失	
過年度損益修正損	過年度にわたる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる
V 経理区分振替額	
経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の使途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する。